

岐阜県公報

目 次

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	一
訓 令 甲		
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	二

規 則

号外 (一) 平成十九年十月二十日

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十八号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十九の項第四号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

3 法第六条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者である法人の地位の承継の承認に係る申請を受け付けること(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。)

4 法第七条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の相続の承認に係る申請を受け付けること。

別表第三保健所長の部十五の二の項第一号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「温泉利用許可」を「温泉の利用の許可」に改め、同項第八号中「第二十三条第一項又は第二項」を「第二十七条第一項又は第二項」に、「及び氏名等」を「氏名等」に、「温泉利用施設名称等」を「源泉名等」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第十八条」を「第二十二條」に、「温泉利用廃止」を「温泉のゆう出路の廃止等」

に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第三十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第三十条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第二十七条第一項及び第二項」を「第三十一条第一項及び第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十八条第四項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

2 法第十六条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者である法人の地位の承継の承認をすること。

3 法第十七条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の相続の承認をすること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三地球環境課の表一の頂部長専決事項の欄第十二号中「第二十九条」を「第三十三条」に改め、同号を同欄第十四号とし、同欄第十一号中「第二十八条」を「第三十

二条」に改め、同号を同欄第十三号とし、同欄第十号中「第二十六条」を「第三十条」に改め、同号を同欄第十二号とし、同欄第九号中「第二十一条」を「第二十五条」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第八号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同欄第十号とし、同欄第七号中「第十二条」を「第十四条」に改め、同号を同欄第九号とし、同欄第六号中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号を同欄第八号とし、同欄第五号中「第十条」を「第十二条」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第四号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第七条」を「第九条」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第二号の次に次の二号を加える。

3 法第六条第一項の土地の掘削の許可を受けた者である法人の地位の承継の承認（法第十一条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）

4 法第七条第一項の土地の掘削の許可を受けた者の相続の承認

附則
この訓令は、平成十九年十月二十日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表十七の項所長決裁事項の欄第一号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同欄第四号中「第二十七条」を「第三十一条」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第三号中「第十四条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第二号中「第十四条第三項」

を「第十八条第四項」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第一号の次に次の二号を加える。

- 2 法第十六条第一項の温泉利用許可を受けた者である法人の地位の承継の承認
- 3 法第十七条第一項の温泉利用許可を受けた者の相続の承認
附 則

この訓令は、平成十九年十月二十日から施行する。

平成十九年十月二十日印刷
平成十九年十月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社